

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日(火) 午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
事務局次長 野口武士
主事 漆原寛 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、4月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 平井 紘一委員、6番 儘田 實委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
1 番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。195号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人
	へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約1kmに
	位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思
	われます。196号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ
	売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約300mに
	位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思
	われます。197及び198号では、申請農地はお互いの譲受人の耕作農
	地に隣接していることから集積して利用することが可能となり、
	農業経営の合理化のため、今回所有権の交換を行うものです。
	199号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ贈与を行う
	ものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約200mに位置してお
	ります。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。
	200号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行う
ものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約3.5kmに位置して	
おります。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がない	
と思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上	
で事務局からの説明を終了させていただきます。	
1 番	受付番号195号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書

	<p>類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号196号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
11 番	<p>受付番号197号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
11 番	<p>受付番号198号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますが、197号と同様のた</p>

	め、省略します。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
7番	受付番号199号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
7番	受付番号200号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号201号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該

	<p>当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、</p> <p>「木村俊之 委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	事務局より説明いたします。
	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。201号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、</p> <p>に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。202号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人の2名は結婚を期に、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、小学校や大きな商業施設が近くにあり、住環境の整った場所になります。今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。203号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、子供もができ、将来を考え、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、保育園や小学校も近く、また、妻の実家に近いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、例外に該当し、許可相当になるものと思われま。なお、計画全体の面積は、申請農地と宅地を合わせた、511㎡となります。204号では、自己用住宅敷を拡張するものです。当該農地は、以前より宅地として利用していました。今回改めて農地法の許可を得て、自己用住宅敷拡張としての申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。205号では、進入路を設けるものです。当該農地は、以前より譲渡人から自宅への進入路として借地していましたが、今回譲渡人から譲渡について快諾をいただき、進入路敷としての申請を行うものです。なお、受付番号204号に関連のある案件となります。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。206号では、事務所及び駐車場を一時的に設けるものです。譲受人は、現在は に本社を置き、主に鉄スクラップの解体・卸売事業を行っている法人です。今年2月に転用許可を受けた倉庫</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私 株式会社 代表取締役 が土地所有者 から依頼されて、次の農地 羽生市 の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。 2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。 3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。 4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。 5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任をもって対応いたします。 <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9 番	<p>受付番号 204 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私の父 は母 と結婚し、私はその長男として生まれました。その後自己住宅を購入するにあたり、親戚の 氏が東京に転居するため空き家となり、昭和32年に購入し現在地に居住しておりました。その後平成9年に住宅の老朽に伴い改築いたしました。その際、宅地の拡張を余儀なくされ、隣地の畑の一部を無断で転用し、宅地の一部として使用しておりましたが、是正の仕方もわからず現在に至り、取り急ぎ許可の申請をする次第であります。</p> <p>以上の理由でありますので、許可賜りたく、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9 番	<p>受付番号 205 号について調査報告いたします。</p>

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、204号と同じため省略します。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私の父 が結婚後、親戚の 様が所有していた家屋を譲り受け、昭和32年に現在地に住居を構えました。平成9年に住宅の老朽に伴い建て替えをいたし、当時住宅の出入り口に不便を生じ、隣地の 宅にお願いし公道から出入りできるよう土地を借地いたし、利用しておりました。この度、土地所有者に譲渡についてお願いいたしましたところ、快諾をいただきましたので、所有権移転について手続きをいたしたく、ここに農地法第5条による許可申請をすることといたしましたので、許可賜りたくよろしくお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
5番	受付番号206号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私共会社は、運送業を主たる業務とし営業活動を行っております。最近の商品の配送配業務を受けるのに倉庫を保有しそこに一時的ではあるが商品を保管し必要に応じ配送をする依頼が多く、そのために倉庫の保有が必然となります。業務拡大を計画し隣接地を敷地拡張による開発許可を受けました。しかし国道の出入り口が狭いことと工事期間業務を止めることが出来ないため隣接の土地を工事期間借地することに同意を得たことから、その土地を工事現場事務所と工事関係者の車両や資材の置き場として工事完了までの間借地することになりこの度申請に至ります。申請地は表面にシートを張りその上に碎石を敷き現場事務所と工事車両の置き場として利用し、一部鉄板など敷き詰めて利用、工事完了後は元の状態に復元し返却予定です。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	まずは受付番号202から207号について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。

	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号202から207号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による受付番号202から207号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、受付番号201号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与（ぎじさんよ）の制限等に該当するため、議席番号9番 木村委員の退席をお願いします。
	(木村委員 退席)
	それでは受付番号201号について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号201号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による受付番号201号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。それでは、木村委員の入室をお願いします。
	(木村委員 入室)
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。許可後の計画変更申請は、過去に農地転用の許可を受けた者などが、事業計画の変更を行うため申請するものです。208号は、令和3年7月21日付で、倉庫拡張として農地転用の許可された案件となっています。このほど、電子部品や製品を保管する倉庫から半導体を製造する工場へ転用目的を変更するものです。既存面積11,607.76㎡、申請面積4,664㎡、拡張率40.18% そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
2番	受付番号208号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>以前に指令加農振第 号で農地転用許可を受けています。許可後の事業計画が進まず、中々工事自体が着工出来ず、御迷惑をお掛けして大変申し訳ないと思っております。以前の許可内容は倉庫として申請しておりました。以前の許可申請当時は理由書に述べた通り、当社は半導体を中心に製造しており、世界的な半導体不足で製造前の材料及び、完成後の商品等が増える恐れがあり材料及び商品の管理倉庫を作る理由で申請を致しました。しかし未だにウクライナ有事等の理由もあり世界的に半導体不足は解消されず、車の供給等には時間がかかっております。そこで本社から指示もあり前回の許可では倉庫として申請しておりましたが、倉庫ではなく工場として稼働させ、半導体の製造を行いたいと思い、工場の変更申請を致したく今回の相談になりました。宜しくお願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷6件、建売住宅敷1件、資材置場敷1件、貸駐車場敷1件、進入路敷1件、店舗敷1件、工場敷2件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第5条の規定による届出の取消しについてでございますが、これは、1月19日に受理した案件で、今回、譲受人の人数が2名から1名に変更することから、届出の取消を行なったものです。</p>

報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。1件ございました。

報告事項4 生産緑地のあっせんについてでございますが、生産緑地とは、市街化区域内にある農地等で、良好な生活環境に役立つ農地等を、計画的に保全することを目的として、農業の継続が可能と認められるものについてを指定しているものです。当該地は生産緑地指定後30年が経過しました。このたび所有者から市に対して、生産緑地の買取り申出があり、市は買い取らないことを決定しました。市は、買い取らないことを決定した場合は、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあっせんすることに努めなければならないとされており、生産緑地法の規定に基づき、市から農業委員会へあっせんの協力依頼がありました。市の依頼を受け、2月から3月31日までホームページに掲載し、あっせんをして参りましたが、買取り希望者はおりませんでした。そしてこの結果を3月31日に羽生市まちづくり政策課へ事務局から回答させていただいておりますことをご報告申し上げます。

報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました、3月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が12件ございました。

以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。

① 5月の定例農業委員会について

② 農地相談会について

議長 (発言なし)

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 4月 25日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____